

鎌倉海岸七里ガ浜地区侵食対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、鎌倉海岸七里ガ浜地区侵食対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、鎌倉海岸七里ガ浜地区（稻村ガ崎～小動岬）において、防護、利用及び環境を考慮した侵食対策について協議を進め、その結果を実施計画に反映することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の項目について協議する。

- (1) 侵食状況の把握について
- (2) 侵食対策について
- (3) その他、協議会が必要と認めた事項について

(組織)

第4条 協議会の組織は、別表に掲げる委員とする。

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、一般財団法人土木研究センターなぎさ総合研究所長 宇多 高明とする。

3 副会長は、中央大学研究開発機構 機構教授 石川 仁憲とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 やむを得ない事情により会議に出席できないときは、同じ団体等に所属する代理者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、藤沢土木事務所なぎさ港湾課において処理する。

(会議の公開)

第8条 別に定める協議会傍聴要領によるものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和4年7月28日から施行する。

この規約は、令和5年9月25日から施行する。

この規約は、令和6年3月5日から施行する。

この規約は、令和6年9月30日から施行する。

別表（鎌倉海岸七里ガ浜地区侵食対策協議会 名簿）

(順不同・敬称略)

職名	所属団体名	氏名
会長	一般財団法人 土木研究センターなぎさ総合研究所	宇多 高明
副会長	中央大学研究開発機構	石川 仁憲
委員	九州大学大学院工学研究院	清野 聰子
委員	稻村ガ崎自治会	和久井 君雄
委員	七里ガ浜自治会	小原 達美
委員	七里ガ浜町内会	中原 攻
委員	湘南漁業協同組合 鎌倉支所	木村 和俊
委員	腰越漁業協同組合	池田 威知朗
委員	鎌倉プリンスホテル	河村 淳一
委員	鎌倉の海を守る会	奥田 みゆき
委員	一般社団法人 日本サーフィン連盟 湘南鎌倉支部	斎藤 裕
委員	公益財団法人 かながわ海岸美化財団	門脇 努
委員	鎌倉市環境部環境保全課	牧野 直樹
委員	鎌倉市都市整備部下水道河川課	杉浦 康史
委員	鎌倉市都市整備部農水課	太田 朋彦
委員	鎌倉市都市景観部みどり公園課	田中 新一
委員	神奈川県環境農政局 水産技術センター	石黒 雄一
委員	神奈川県県土整備局河川下水道部河港課	荒井 千里
委員	神奈川県藤沢土木事務所	星名 隆